

令和7年3月 日

旭川市長
今津 寛介 様

旭川市子ども・子育て審議会
会長 片桐 正敏

旭川市子ども計画の策定について（答申）

令和6年8月22日付け旭支第289号にて諮問された標記の件について、下記のとおり答申いたします。

記

本審議会は、令和6年8月22日付で（仮）旭川市子ども計画の策定について諮問を受け、これに係る審議を集中的に行うため、旭川市子ども計画策定部会を設置、令和6年9月から令和7年3月までの間に5回の会議を開催し、慎重な審議を重ねた。

会議では、旭川市における子ども・若者を取り巻く現状や課題、国の「子ども基本法」及び「子ども大綱」等の方針を踏まえた市町村計画策定の考え方、計画の基本理念や基本方針、施策の体系と方向性、計画の推進手法などについて、市からの説明や提案を受けつつ、幅広い視点から検討を行った。

近年、日本社会においては少子化の進行、家庭環境の多様化、価値観の変容など、子ども・子育て施策に関する課題が一層複雑化している。すべての子ども・若者が安心して成長し、自己の可能性を最大限に発揮できる環境を整備するためには、行政のみならず、家庭、地域、関係機関が緊密に連携し、多様なニーズに応じた支援を継続的に実施することが求められる。また、社会全体として、子どもや若者の意見に真摯に耳を傾け、施策の過程において主体的に関与できる仕組みを構築することも重要である。

本計画は、こうした現代社会の要請を踏まえ、すべての子ども・若者の人権が尊重され、将来にわたり、身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すものである。その実現には、子どもや若者、子育て当事者の意見を尊重し、施策の形成過程に積極的に関与できる機会を確保するとともに、支援の充実と継続性を確保することが不可欠である。

本審議会としては、本計画の基本理念のもと、こども・若者一人ひとりの多様な価値観や個性が尊重され、自らの意思をもって活躍できる社会の実現に向け、こどもや若者、子育て当事者の視点を重視しながら、行政、地域、関係機関が緊密に連携し、着実に施策を推進していくことを強く期待する。

なお、審議経過で示された意見のうち、本計画の推進にあたって、特に留意されたい点について以下のとおり付言する。

(1) こども・若者の意見を施策に反映する仕組みの充実

「こども大綱」においては、こどもや若者の意見を聞きながら施策を進めることが方針の一つとして掲げられている。本市においても、こども・若者が自らの意見を表明し、それが施策に反映される仕組みの構築が求められる。本計画の策定過程においては、パブリックコメントの実施に加え、こども版の計画を作成し、こどもが意見を述べる場の設置などが提案され、一定の取り組みが進められてきた。今後は、こうした取り組みを一層充実させ、こどもたちが主体的に施策形成に関与できる環境を整備されたい。

(2) 子育て支援に係る内容の周知

旭川市においては、産後ケア事業の推進や保育所の待機児童ゼロの継続、医療費助成の拡充など、多様な子育て支援施策が展開され、その充実が図られてきた。しかしながら、こうした施策の周知については、市民の間で認知度にばらつきがあることや、必要な情報が適切な対象者に届いていないなどの課題もあり、改善の余地があるものと考えられる。子育て支援施策の周知は、市民からの幅広い意見を求め、施策に生かす際に必要なことであり、支援の情報を得ることで、多くの市民が必要な子育て資源にアクセスすることができるようになる。今後、本計画に基づき、様々な施策が進められていくこととなるが、それに当たっては、これまで実施してきた市の広報紙「あさひばし」や「旭川市子育てガイドブック」に加えて、ソーシャルネットワークサービスや地域のネットワークを活用するなど、情報発信の手法を工夫し、多様な年代層に対して効果的に情報を届ける方策を講じるよう努められたい。

(3) 計画の着実な推進及び適切な評価の実施

本計画は、こども・若者の健全な成長を支える重要な施策を包括するものであり、その実効性を確保するためには、計画の進捗状況を定期的に検証し、必要に応じて柔軟に見直しを行うことが不可欠である。そのためには、本計画第6章に示されているとおり、毎年の取組を「事業計画」としてとりまとめ、丁寧な評価と検証を行い、改善を重ねながら、着実に取組を推進していくことが重要となる。これに当たっては、市民の意見や客観性のある評価を適切に取り入れながら、本審議会を含む関係機関と緊密に連携し、より効果的な施策の推進に努められたい。